

柴監告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、同条第12項の規定により柴田町長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年7月4日

柴田町監査委員 中山 政 喜

柴田町監査委員 我 妻 弘 国

記

1 平成23年度随時監査（平成22年度工事請負・委託契約（下期））

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成23年7月19日（柴監告示第6号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成25年7月 1日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>(1) 震災による事故繰越と「工事等の一時中止」等の手続について</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、当初の工期内で完成・完了予定の工事、現地作業を伴う委託業務及び繰越明許の工事等の一部において、工事の一時中止を余儀なくされた。今回の震災に当たっては、震災復旧を優先させるという国の方針により、施工業者に復旧作業に専念してもらうために「工事の一時中止」が通達されている。</p> <p>今回の監査対象件数は、工事40件、委託22件、物品購入その他22件の計84件のうち、通達を受け震災を理由として「工事等の一時中止」を指示した件数は、工事で8件、委託で1件となっている。また、被災後の復旧方法を検討するため、工事の打ち切り竣工を行ったのが2件あった。</p> <p>請負者に通知した工事等の一時中止の書面によると、再開後の工期が記載されて</p>	<p>大規模な災害が発生した場合は速やかに、指名委員会で工期延長や工事の一時中止等の措置についての統一方針を決定した。</p>	<p>財政課</p>

おり、また、「再開時期は別途協議」と記載されたものもあった。再開後の工期は、工事実施が可能となった段階で、中断前の残工事量と工期及び被災箇所の工事量を勘案の上、設定し、請負者と協議を行い決定すべきものである。変更すべき要因がなければ、残工事量と残工期が変更解約の対象となる。再開時期が定まらないのに「再開後の工期」を予測することは困難であり、予断をもって変更契約を締結することは請負者に負担を強いることにもなり、不必要な事務手続を行うことにもなる。

また、「一時中止」期間中の現場管理は、請負者の責任において実施することになるため、2次災害(人的・物的)が生じないように処置を講じさせるに当たって必要と認められる場合、発注者は費用の一部を負担することもあり得る。

「工事の打切り竣工」は、再開の見通しが立たない場合や復旧工法の決定に時間を要する場合等、「一時中止」の期間が長期になると予想される場合に採られる処置で、速やかに完了部分の出来高確認と精算変更を行い、完了部分の引渡しを受けることにある。

「工事等の一時中止」や「工事の打切り竣工」は、良質な目的物を担保するとともに、請負者の経済的負担を軽減させる措置であり、双務契約上重要なことである。委託業務にあっても、震災に伴う諸般の事情から現地作業を休止せざるを得ない場合は、工事と同様に「一時中止」や「打切り竣工」の措置を講じるべきである。特に、測量作業が伴う委託(2件)及び測量成果を活用する業務(1件)の計3件については、国土地理院が管理する三角点の座標値が震災の影響で公表されていないことや測量作業が農作業の一段落する10月以降の再開という状況下において業務の遂行が困難と見込まれるのであれば、業務の一時中止や契約の解除も検討してはどうか。このような事態は、今後も起こり得ることであり、「工事等の一時中止」や「工事の打切り竣工」等の事務手続が円滑に進められるように周知していただきたい。

